

高知労働局発表  
令和7年9月29日(月)

【照会先】  
高知労働局労働基準部  
賃金室長 前田 典子  
高知市南金田1番39号  
電話 088-885-6024

## 高知県最低賃金の改正について

- ・高知県最低賃金 時間額 1,023円
- ・効力発生日 令和7年12月1日

### 1 高知県最低賃金の時間額を令和7年12月1日から1,023円に改正

高知労働局(局長 菊池 宏二)は、高知地方最低賃金審議会(会長:近藤啓明弁護士)の答申に基づき、高知県最低賃金の現行の時間額952円を令和7年12月1日から時間額1,023円(引上げ額71円、引上率7.46%)に改正する旨を決定し、本日の官報に公示しました。

### 2 高知県最低賃金は、県内すべての労働者と使用者に適用

- (1) 高知県最低賃金は、産業や職種にかかわらず高知県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
- (2) 最低賃金の対象となる賃金には、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外、休日労働等に対して支払われる割増賃金、精皆勤手当及び家族手当は含まれません。

### 3 高知労働局の今後の取り組み

- (1) 高知県最低賃金額の改正について、リーフレット配布やポスター掲示、高知労働局ホームページに掲載して周知を図るとともに、県及び市町村等に対し広報誌への掲載協力依頼などを行います。
- (2) 事業場内で最も低い賃金の引上げ及び、業務の改善のための設備投資等を行う事業者にその費用の一部を助成する業務改善助成金や企業内の非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善に取り組む企業を助成するキャリアアップ助成金等、中小企業・小規模事業者を支援する施策(別添、リーフレット参照)の周知及び活用に向けた対策を積極的に実施します。

【参考：高知県最低賃金額及び対前年上昇率、上昇額】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	792円	820円	853円	897円	952円	1,023円
対前年度上昇率	0.25%	3.54%	4.02%	5.16%	6.13%	7.46%
対前年度上昇額	2円	28円	33円	44円	55円	71円